

3 書面添付対象関与先の選考基準

書面添付制度は、税理士法第1条に規定されている納税者の適正納税に資するための実務として位置づけられています。このため、書面添付の実践に際して最も重要なことは、適正な納税を行うとの心証を納税者から得ることです。その心証を得るために具体的な選考基準を設け、関与先企業が書面添付対象企業としてふさわしいかどうかをチェックしています。

(1) 法人企業の選考基準

書面添付の対象となるのは、法人税申告書、消費税および地方消費税の申告書です。

選考基準

1. 巡回監査を完全に受けている企業であること。
2. 原則として、決算月以外の通常月においては、2か月を越えたデータ処理の遅延がないこと。
3. 原則として、法人企業は「財務三表+継続MAS」または「財務五表」以上が提供されていること。
4. 会員が役員（会計参与を除く）に就任していないこと。
5. TKC財務会計システム/TKC税務情報システム（TPS1000）を、原則として2年以上利用していること。
6. 原則として、事業年度開始時点で「基本約定書」を締結し、毎決算期到来時点で「完全性宣言書」の取得がなされていること。

(2) 個人事業者の選考基準

書面添付の対象となる個人事業者の確定申告書は、所得税の確定申告書、消費税および地方消費税の確定申告書です。ここでの所得税の確定申告書は、青色申告の承認申請をして、その承認を受けた不動産所得、事業所得または山林所得を指しています。

上記以外の所得の有無については、TPS2000にある「所得税確定申告業務チェックリスト（所内用）」（「1. 決算申告業務の開始」→「C 決算・申告業務資料の印刷」→「申告準備資料作成」）を印刷してご活用ください。

また、個人事業者の書面添付推進ツール（書面添付推進用チラシ、聞き取り監査調書サンプル等）が、ProFITの「TKC全国会重要テーマ」→「全国会重点活動テーマ」→「書面添付の推進」→「ツール等のダウンロード」からダウンロードできますので、ご活用ください。

選考基準

1. 巡回監査を実施していること。
2. 原則として、決算月以外の通常月において、2か月を越えたデータ処理の遅延がないこと。
3. 財務三表または個人財務以上の資料が提供されていること。
4. 原則として、TKC財務会計システムを2年以上利用していること。
5. TPS2000を利用した税務申告書を提出していること。
6. 原則として、事業年度開始時点で「基本約定書」を締結し、毎決算期到来時点で「完全性宣言書」および「書類範囲証明書」等の決算証明書三表の取得がなされていること。